

改 正 後 令和7年5月1日から適用	現 行
9 土地改良工事積算基準（土木工事）における諸雑費について (1) 諸雑費の定義 当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。 (2) 単価表 1) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの） 単価表の単位当りの金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 2) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合） 単価表の単位当りの金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 3) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。 10 施工箇所が点在する工事の積算方法について 土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第11章 施工箇所が点在する工事の積算及び機械設備積算基準及び解説（岡山県土木部）第Ⅸ編第1章基準の解説11 施工箇所が点在する工事の積算についてによるものとする。 11 一般管理費等の算定について 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等＝対象工事原価×一般管理費等率÷対象工事原価×契約保証に係る率 12 施工パッケージ型積算方式について 岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章3. 施工パッケージ型積算方式によるものとする。 13 質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬について 土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第2章②2-2運搬費および、岡山県土木工事標準積算基準書参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章7. 運搬費によるものとする。 14 工事における現場環境改善費の積算方法について (1) 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善費が必要と認められる場合に計上する。 対象工事は現場環境改善が必要と認められる屋外工事とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。 (2) 積算方法 ① 基本的な考え方 ア 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の 50%を上限とする。 イ 費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。 ② 積算方法 ア 算出方法は以下のとおりとする。 $K=i \cdot P_i+\alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）	9 土地改良工事積算基準（土木工事）における諸雑費について (1) 諸雑費の定義 当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。 (2) 単価表 1) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの） 単価表の単位当りの金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 2) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合） 単価表の単位当りの金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 3) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。 10 施工箇所が点在する工事の積算方法について 土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第11章 施工箇所が点在する工事の積算及び機械設備積算基準及び解説（岡山県土木部）第Ⅸ編第1章基準の解説11 施工箇所が点在する工事の積算についてによるものとする。 11 一般管理費等の算定について 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等＝対象工事原価×一般管理費等率÷対象工事原価×契約保証に係る率 12 施工パッケージ型積算方式について 岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章3. 施工パッケージ型積算方式によるものとする。 13 質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬について 土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第2章②2-2運搬費および、岡山県土木工事標準積算基準書参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章7. 運搬費によるものとする。 14 工事における現場環境改善費の積算方法について (1) 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善費が必要と認められる場合に計上する。 対象工事は現場環境改善が必要と認められる屋外工事とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、原則対象外とする。 (2) 積算方法 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。 ア 算出方法は以下のとおりとする。 $K=i \cdot P_i+\alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

改 正 後

現 行

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	i=504.2・Pi ^{-0.3533}
	5億円を超える場合	0.43

イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、（２）① アの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び（２）① イの「現場環境改善費率で計上することが適当でない判断されるものの費用」である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

（３）設計変更について
条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献

15 随意契約により工事を発注する場合の諸経費の調整について
岡山県土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第４章①「随意契約により工事を発注する場合の間接工事費及び一般管理費等の調整」、②「旧積算基準の工事に改正基準の工事を追加する場合等の間接工事費及び一般管理費等の調整」及び岡山県土木工事標準積算基準書参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章11. 随意契約により工事を発注する場合の諸経費の調整を準用するものとする。

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	i=203.6・Pi ^{-0.3077}
	5億円を超える場合	0.43

イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

（３）設計変更について
条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献

15 随意契約により工事を発注する場合の諸経費の調整について
岡山県土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第４章①「随意契約により工事を発注する場合の間接工事費及び一般管理費等の調整」、②「旧積算基準の工事に改正基準の工事を追加する場合等の間接工事費及び一般管理費等の調整」及び岡山県土木工事標準積算基準書参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章11. 随意契約により工事を発注する場合の諸経費の調整を準用するものとする。

16 １日未満で完了する作業の積算について
土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第12章 １日未満で完了する作業の積算によるものとする。

17 覆工板の供用月数について
岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】工事編第Ⅱ編第5章1仮設材設置・撤去工2)によるものとする。